

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報

ペットの購入は慎重に！～健康状態などを確認しましょう～

【事例1 40歳代 女性】

ペットショップのホームページで見た子犬を気に入り、近くのショップに運んでもらった。子犬を見に行くと、店員から元気な子犬ですと言われたので購入した。ワクチン代、メディカルチェック代を含めた代金107,800円を支払いその日に連れて帰った。夕方から咳が出始めたので、翌日に動物病院で診てもらうと、潜伏期間が1～2週間ある感染症と診断された。

ショップに苦情を言ったところ、「引き渡し後に出了病気には責任がなく、治療費は支払えない。」と言われた。治療費の請求はできないのか。

【事例2 20歳代 女性】

3か月前にホームセンターで「オス」のウサギを8,200円で購入した。最近、病気になり動物病院で診察を受けたところ「メス」であることがわかった。

そのことをホームセンターに連絡したら謝罪され、購入額を返金するか、同額のケージ（かご）を渡すと言われた。その場合、ウサギは返さなくてはならないか。

また、避妊手術をするには30,000円以上かかる。手術代を請求したい。

近年、癒しや愛情を注ぐ対象として犬や猫などのペットを購入する人が増えています。

しかし、購入後にペットが病気に感染していたり、先天的な障害を持っていることが分かったりなど、ペットに関する契約トラブルが発生しています。

動物愛護法には、「動物の所有者は、できる限り、動物がその命を終えるまで正しく飼い続けるよう努めなければならない」と明記されています。ペットを購入する際には健康状態などの確認を慎重に行うようにしてください。

【消費者へのアドバイス】

- ① ペット（哺乳類、鳥類、爬虫類）の販売は動物愛護法に基づく登録事業者しか認められていません。ペットショップには登録番号等を記載した「標識」が掲げられています。
- ② ペットは「命のある生き物」です。ペットを大切な家族の一員として迎え入れ、飼い主として終生飼育できる環境（飼育禁止マンションでない、家族の同意を得られるかなど）にあるかどうか事前に検討してください。
- ③ 契約する前には、事業者からペットの性質や成長時の大ささ、飼育方法等を聞くとともに、ペットの健康状態やワクチンの接種状況などをよく確認しましょう。
- ④ 契約後トラブルにあったら、最寄りの消費生活センターに相談してください。

困ったときは、まず消費生活相談室にご相談ください！

<三芳町消費生活相談室>

月・火・木・金曜日（電話・来所） 午前10時～午後12時、午後1時～午後4時

※上記曜日以外 行政職員対応

電話番号：049-258-0019（内線292）